

- 1 タブレットパソコンは学習のために使いましょう。
 - ・調べ学習、資料(スライド)づくり、発表(プレゼン)、問題を解くなどで使いましょう。
 - ・ゲームやユーチューブ、動画、ミュージックなどで使うのはやめましょう。※タブレットパソコンは、学習をするための道具として福山市から借りています。
 - ・クラスルームでのコメントや meet 使用中のチャットは、学習のためだけに使います。
例：授業についての質問、宿題についての質問など
 - ・コメントを書くときは「～です。」「～ます。」のようないねいな言葉を使いましょう。

- 2 タブレットパソコンは大切に保管しましょう。
 - ・すぐ使うときは、個人のロッカーかパソコン用のかごの中に入れてみましょう。
 - ・必ず、タブレットパソコンをケースに入れてみましょう。
 - ・放課後の保管場所

1年生	理科準備室
2年生	理科準備室
3年生	家庭科準備室
4年生	図工室
5年生	音楽準備室
6年生	音楽準備室
なのはな1	職員室
なのはな2	職員室

- 3 使える時刻、時間
 - ・使えるのは、授業中、大休けい、昼休けい、朝準備が終わってからです。
 - ・休けい時間終わり5分前にはやめて、かたづけましょう。
 - ・休憩時間は、「…をするので、タブレットを使います。」と先生に声をかけてから使いましょう。
- 4 健康を考えて使いましょう。
 - ・画面から目を50cmは、はなしましょう。
 - ・暗いところで見るのはやめましょう。
- 5 作ったデータは、タブレットパソコン本体にためこまないようにしましょう。
 - ・いらなくなったデータは、グーグルドライブから消しましょう。

- 6 大切に使いましょう。
 - ・落としたり、ぶつけたりしないために、周りをよく見て、両手で持ち運びましょう。
 - ・水にぬらしたり、磁石を近づけたりしてはいけません(故障することがあります)。
 - ・本体にシールを貼ったり、文字や絵などをかいたりしてはいけません。
※タブレットパソコンは学校(福山市)から借りているもので、中学校を卒業するまで使います。中学校卒業後は次年度の小学校の新一年生が使います。次に使う人が気持ちよく使えるように大切に使いましょう。
- 7 持ち帰るときは、ランドセルやかばんから出さないようにしましょう。
 - ・休日前は家庭に持ち帰り、充電をしておき、休み明けに持ってきてきましょう。
 - ・月～金に持ち帰るときは、先生に伝えてから持ち帰りましょう。
- 8 学校の許可なく、音声・画像・動画・ソフトウェア・アプリなどをダウンロードしたり、アップロードしたりしてはいけません。
※グーグルプレイストア内のアプリは、必要なものはダウンロードして使えます。
※わからないアプリは、先生と相談してダウンロードしてください。
- 9 個人情報を守りましょう。
 - ・タブレットパソコンを友だちに貸したり、友だちのタブレットパソコンを勝手に使ったりしてはいけません。
 - ・自分のパスワードは、先生やお家の人以外には知らせてはいけません。
 - ・勝手にカメラで、人や物を撮ってはいけません。必ず許可を得ましょう。

- ・タブレットパソコンを正しく使って、学習を深めたり、生活に役立てたりしましょう。
- ・もし困ったことがあったら、すぐ学校に相談してください。

10 やってはいけないこと（禁止事項）

学校貸出用タブレットパソコン（Chromebook）は、学習活動で使うことを目的としています。また、トラブルを未然に防ぐためにも、次のことは絶対にしなようにしてください。

- ①自分のタブレットパソコンを人に貸したり、人のタブレットパソコンを借りたり、操作したりすること（教えたりする場合を除く）。
- ②自分の ID やパスワードを人に教えること。
- ③他人の ID やパスワードを利用して使用すること（不正アクセス行為は、法律で禁止されています）。
- ④タブレットパソコンの設定を学校の許可なく変更すること。
- ⑤タブレットパソコンにシールを貼ったり、文字や絵などを書いたりすること。
※タブレットパソコンは学校（福山市）から借りているもので、中学校卒業まで、同じタブレットパソコンを使います。中学校卒業後は新一年生が使うので、次に使う人が気持ちよく使えるよう大切に使いましょう。
- ⑥先生の許可なくタブレットパソコンを使って、画像や動画を撮影したり、録音したりすること。
- ⑦人が作った作品や、人の顔写真などを本人やその保護者の許可なく使用すること。
- ⑧自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）をインターネット上にあげ、他人が自由に見られる状態にすること。
- ⑨相手の心を傷つけたり、相手にいやな思いをさせたりする書き込みをすること。
- ⑩音声、音楽、画像、動画、ソフトウェア、アプリ等を、学校の許可なくダウンロードしたり、アップロードしたりすること。
- ⑪メールの登録、ファイルの配信等を行うこと。
- ⑫ツイッターや Facebook、LINE など、SNS の登録を行うこと。
- ⑬課金の伴うサービスを利用すること。
- ⑭学校外などから持ち込んだデータを、本体や、記録メモリに入れること。
- ⑮学校のネットワーク環境の不正利用やシステム障害などにつながる行為をすること。

※きまりが守られない場合は、タブレットパソコンの使用を制限することがあります。

※この使用のきまりは、令和4年 3月23日現在のものです。今後、新たなきまりが加わったり、変更したりする場合はその都度お知らせします。